

令和6年第1回桶川市農業委員会総会 議事録

令和6年1月25日(木) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
農地利用最適 化推進委員	1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫、8 原島忠男
【欠席委員】 農地利用最適 化推進委員	4 高橋桂
【傍聴人】	0人
事務局長	只今より、令和6年第1回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 3番の荒井委員と、5番の岩崎委員にお願いします。
議長	それでは、次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「桶川市農業振興地域整備計画の変更案について」事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、「桶川市農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。</p> <p>1 ページ目に除外申出一覧がございます。</p> <p>表紙を開きますと、除外申出一覧がございます。令和5年11月に受け付けた農用地区域の除外申出は、資材置場（兼駐車場含む）が3件、駐車場が1件の計4件となっております。</p> <p>まず、1126号件について説明させていただきます。</p> <p>こちらの案件ですが、現地調査時に被害防除策が不十分なことが判明しましたので、土地利用計画図の差し替えが行われました。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は資材置場及び駐車場を整備するため、除外後の農地区分は、第3種農地と考えております。その理由は、申請地がインターチェンジへの分岐点から概ね300m以内に位置しているためです。第3種農地は、一般基準を満たしている場合、原則許可することとなっております。</p> <p>転用に至った理由ですが、申出地の近隣に、代表取締役の自宅と事業所があり、業務効率の向上が図れること、既存の資材置場を廃止し集約すること、周辺に路上駐車している状況を改善することなどが挙げられております。</p> <p>面積の必要性等については、理由書と土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>隣接農地への被害防除策については、柵板土留めとアルミフェンスを設けることにより、被害防除を行う計画となっております。</p> <p>なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。</p> <p>また、こちらの案件の土地については、現在、相続手続き中で、相続人予定者が3名となっております。そのうちの2名から同意が取れていない状況となっておりますので、全員からの同意を取得することを条件として、除外手続きを進めていく予定です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>1月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p>

議長	<p>現地調査の結果報告は以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、1126 号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>1126 号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、1127 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、1127 号件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は、資材置場及び道路後退用地となっております。</p> <p>除外後の農地区分は、第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。</p> <p>転用に至った理由ですが、申出者は北本市に既存の資材置場を賃借しておりますが、退去を求められていることから、その機能を今回の申出地へ移転する計画となっております。</p> <p>また、申出者は近接地に既存の資材置場を有しており、機能を集約し、業務効率を向上させることを目的としています。</p> <p>既存の道路幅員が狭くなっておりますが、申出地の北側から資材の搬入等を予定しているとのことです。</p> <p>面積の必要性については、理由書と土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>被害防除策についてですが、隣接地に農地が無いため、計画されておられません。</p> <p>なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

渡邊委員	<p>1月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、1127号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 1127号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、1128号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、1128号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は、駐車場を整備するためとなっております。 除外後の農地区分は、第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。 申出者は蘭の生産販売を目的とする法人で、20名以上の従業員を雇っています。そのうちの多くが自動車での通勤をされていることから、駐車場を整備する必要があるようです。現在は、事務所敷地内の空きスペースに駐車させていますが、不足する事態に陥るケースが多いと伺っております。 なお、申出地は公道と福祉施設に囲まれた土地となっており、周辺農地への影響が少ない土地となっております。 被害防除策についてですが、隣接地に農地が無いため、計画されておりません。 また、建築計画が無いため、都市計画法上の開発許可の手続きは不要となっております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

渡邊委員	<p>1月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、1128号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 1128号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、1129号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは1129号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は資材置場及び駐車場を整備するため、除外後の農地区分は、第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。 申出者は、申出地の近接地に居住しておりますが、既存の資材置場が福島県にあることから、業務効率が悪い状況となっております。今後、埼玉県内での仕事引き受けていく上で、居住地の近接地である申出地が必要な状況となっております。 面積の必要性等については、理由書と土地利用計画図をご覧ください。 被害防除策についてですが、隣接地に農地が無いため、計画されておられません。 また、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

渡邊委員	<p>1月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、1129号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 1129号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。 農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 申請件数は、2件でございます。 まず1件目が、認定農業者による新規のものとなっております。6筆、計4,799㎡を使用貸借にて、令和6年2月1日より10年間借用するものでございます。 2件目も、新たに利用権を設定するものとなっております。1筆、660㎡を賃貸借にて、令和6年4月1日より3年間借用するものでございます。 2件目の利用権の設定を受ける法人は、本件の周辺地において、これまでも適切に農地を管理しておりますので、耕作する上で問題はないと考えられます。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>1月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第5条の届出が3件となっており、転用目的は、住宅敷地が2件、駐車場及びごみ集積所が1件となっております。 なお、令和6年1月5日までに行われた専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず、生産緑地地区の買取りの斡旋について説明させていただきます。 お配りした資料は、生産緑地の指定が解除される見込みの土地に関する概要書になります。 生産緑地法第13条には、「市町村長は、生産緑地について、買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」と定められております。 桶川市長がこれらの土地を買い取らない旨の通知をしたため、農林業に従事する方への買取りの斡旋について、依頼されております。 委員の皆様方の外、農林業に従事する方の中で、これらの土地を買い取り、保全管理していくことを希望される方がいらっしゃいましたら、令和6年2月22日（木）までに農業委員会事務局へご連絡ください。 なお、その他詳細につきましては、桶川市都市計画課へお問い合わせください。</p>

<p>議長</p> <p>事務局長</p> <p>岩崎委員</p>	<p>最後に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和6年2月19日（月）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和6年2月27日（火）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p> <p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p> <p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時04分</p>
-----------------------------------	---